

第39回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年11月28日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都地方裁判所第1裁判員候補者待機室

3 出席者

（委員）

岡本昌子，角田敦志，神田尚子，北村さゆり，小嶋信婦，曾我部真裕

高見 彰，田波宏視，村上正治，吉田雅信，長谷川彰，伊藤伸次，

小西義博，齋藤正人

（事務担当者等）

角間猛彦，橋本 貢，梅村哲也，三宅秀明，上田信聡，大串幸男，

下出克治，周参見美奈子

4 議題

裁判所における障害者等への配慮について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

(3) 裁判所における障害者等への配慮についての説明

(4) 意見交換

京都地方裁判所における裁判員制度の現状と課題について，事務担当者等から説明があった後，別添議事録概要のとおり質疑応答があった。

《発言者：●＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

(5) 次回のテーマ

労働審判について

(6) 次回開催日

平成31年7月12日（金）

(別紙)

【議事録概要】

- 裁判所における障害者配慮についての説明の中で触れられていたソフト面の対応で「画一的ではなく、一人ひとりに合った対応ができるように」職員の教育をされているという話があった。どのような教育をされているか。
- 例えば、障害者対応をしている施設に職員が赴き、視覚障害者の方にどのような介助が必要であるのかを体験するために職員がアイマスクを着用しての階段の昇降を体験するというような研修等を受けている。
- 合理的配慮の申出があった事例のうち、発達障害者の方に対し、書類の提出期限の延長を認める対応をしたとのことであるが、意思決定は、訴訟指揮にかかる事項であるから裁判体が決定しているのか。
- 基本的には、訴訟指揮に関する最終判断は、裁判官が決定する。
- 障害者の方が当事者である場合には、訴訟指揮の関係で色々な事例があると聴いている。例えば、手話通訳の方が傍聴席と法廷を隔てる仕切りの中に入ることを認めるなど、配慮の範疇で裁判所によって対応がまちまちであると聴いたことがある。

障害者に対する対応要領は、司法行政的な文書と思うが、訴訟指揮の関係において、対応要領がどのような関係にあるのかということと、裁判官に対

する研修等については、どのようにされているのか。

- 対応要領については、最高裁通達等により、裁判官が裁判事務を行うに当たって、要領の趣旨に沿った裁判手続を実現するということを周知している。公平・中立性の要請と合理的配慮の調整については、手話通訳のように環境を整備するということや文字を大きくしたりするというものと、書類の提出期限を延長するというものは取扱いが違い難しい。

裁判官の研修については、当庁で行う講演等に広く参加を促しているところである。

- 行政機関や民間事業者の皆さまの職場では、障害者等に対する合理的配慮について、どのような取組がされているか紹介いただきたい。
- 裁判所は障害者に対する取組が民間企業に比べて進んでいる。障害者等に対する対応ではないが、当社では、最近LGBT対応のトイレを設置し、性別問わず誰でも利用できるようにしたところである。
- 京都府では、平成27年4月に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を施行した。庁舎設備については、裁判所とほぼ同様であるが、裁判所庁舎の入口付近に車いすと共にベビーカーがあり配慮ができていると感じた。
- 裁判所の整備状況は、検察庁に比べ進んでいる。

検察庁に来庁される方で障害のある方は、事前にどのような方が来られる

のか事前に把握できるため、例えば、来庁するのが困難な方は迎えに行くというような対応をしている。

捜査機関なので、本当のことを話していただくという観点でのいろいろな配慮はしている。例えば、精神的な障害を有する方には、どういう質問の仕方をすれば、本当のことを話してくださるかといった研修を受けたり、捜査に関連した様々な研修を行っている。

○ 裁判を傍聴したときに感じたことであるが、裁判官や弁護士の声が小さく専門用語が多いので、もう少し傍聴席にいる人への配慮をしていただきたい。障害者からの申出を受けてから対応するのではなく、障害者の立場に立って、こんなこともできるという働きかけを裁判所からもしていただきたい。例えば、パンフレットであれば、弱視の方にも見やすい色彩にするとか、イラストを使って分かりやすくするという啓発活動をされてはどうか。

○ 傍聴人に対する音声的な配慮は、障害の有無に関係なく、今までされていなかったと思われる。

○ 実際に傍聴席の隅々まで行き渡るような声で裁判を行っている自信はない。

刑事事件だと、傍聴の方にも分かっていただけの日本語は、被告人にとっても理解しやすいと思われるので、分かりやすい言葉を使うというのはとても大切だと思う。

裁判員裁判では、裁判官・検察官・弁護士が分かりやすい言葉を使ってい

るが、その他の裁判ではできているとは言えない。

御指摘いただいたことを踏まえ、少しでも前へ進めるよう頑張っていきたい。

- 障害者等の方からの要望を聞き出す前に裁判所が率先して、提供できるかということについてお答えする。
- それぞれの受付等の部署で可能な範囲で対応している。庁舎施設の案内については、ピクトサインの一覧を裁判所のホームページに掲載し、障害者の方にはどのような配慮ができるかということをお知らせしている。
- 物品や設備面での工夫や御意見をいただきたい。
- 「車椅子対応トイレ」という名称が、今後もよいのかは検討の余地がある。
「多目的トイレ」や「ユニバーサルトイレ」という言い方もある。様々な理由で男女別トイレに入りにくいという方もいるし、「車椅子」と書かれると車椅子でない人が入りにくく、精神的な負担になりかねない。不特定多数の人を受け入れる裁判所におけるトイレのサインの表示をどうするかというのは今後の課題である。
- 当社は、結婚式場をしているが、余命数か月のお父様が結婚式に参列したいと言われ、ストレッチャーのまま式に参列していただいたこともある。人それぞれ、どのようにしてほしいかというのは、それぞれの求める対応が違う。障害のある方でも健常者と同じように接してほしいという要望もある。

どのように接することがその方へのベストサービスであるのかを事前にリサーチし、準備をするということを行っている。

- 私は、学校関係の仕事をしている。障害のある方とは、当たり前のように対応しているが、整備できていないと思うのは、ハード面である。誰でも使えるユニバーサルトイレが、やっと、いくつかの学校に設置されたところである。支援学校に行かず、普通学校へ通っている子どもたくさんいて、子どもたちの要望に沿った合理的配慮を行っている。最近では、発達障害が一種の課題となっていて、統計によると全体で6%、クラスに2人いる計算となる。学校での研修は、物理的な配慮だけでなく、授業の中でどのようにすれば分かりやすいのかを踏まえながら、発達障害等の子どもへの配慮をすることが、全ての子供への配慮につながるという意識で取り組んでいる。不特定多数の方を対象とする場合は、対応が非常に難しいと思われる。

裁判所の職員や裁判官が支援学校の高等部を見学しどのような教育をしているのか、子ども達にどういった配慮をしているのかということを見学すれば、とても分かりやすい。そういう支援学校の先生方と話していく中で、物理的な配慮だけではなく、精神的な配慮をどうするかということをお話することで、実際の対応の参考にしていただけるのではないかと。

- 研修の在り方について御意見をいただいた。他の御意見があればいただきたい。

- 例えば、裁判所に音声認識を活用した大型のモニターがあれば、会議や裁判に利用でき、目の悪い人も見やすくなり、耳が聞こえにくい人も画面で文字が見えるようになる。専門用語についても、機械がどんどん認識し、分かりやすい言葉に置き換えて表示されるのではないか。
- 予算を確保するのは、なかなか難しいが、機械の発達は、裁判所へのアクセスや裁判の利便性にかなり役に立つことは間違いないと思われる。
- 裁判所における障害者への配慮については、加害者、被害者、傍聴人の三者の立場があるが、どなたを基準に配慮されているものか分かりにくい。
- 基本的に、全ての方が対象である。
- ここからは、皆さまの所属する企業や団体において、取り組まれている研修や情報発信について御紹介いただき、裁判所に対する御意見をいただきたい。
- 当社では、研修についてあまり進んでいないが、いろいろと標語は掲げていて、プロジェクトを作っている。いろんな価値観を持った人、障害のある方やLGBTの方、海外メンバー等が集まって新しい価値を創造していく取組について会長をはじめ社内で発信している。
- 京都府では、人権研修を毎年行っていて、その中の一つのテーマとして障害者の人権が取り上げられることがある。全職員を対象とした人権研修等を毎年開催していて、障害者への配慮もそうだが、研修は、毎年継続すること

がとても大事である。年1回でも振り返ること、他者への配慮を考えることについての想像力を持つことは毎年の研修の積み重ねの中で養われていくものである。裁判所においても引続き研修を継続し、障害者の方への適切な配慮ができるようにしていただきたい。

- 話を聴くという研修は、スタートでありゴールではないと思う。最近、教育現場で実施している研修は、ケースワークをしたり、小グループでの話をしてグループごとの意見をまとめさせるような研修をしている。自分が主体的に何をするのかというところへ到達しなければいけないと感じている。
- 当校では、人権研修の一環として、学生が障害者であった場合にどのように対応したらいいかという研修を行っている。また、学生から障害のために授業やテストを受けることが困難であるということの申出があった場合、それを受ける専門部署があり対応している。
- 当社が取り組んでいる研修は、「ワークショップ形式」である。社員自らが学びたいものを社外で学び、学んだことを社内に持ち帰って、自分が講師となり他のスタッフに教えるという研修システムである。興味を持ったことに自発的に取り組む当事者意識を持たせることを目的としていて、それで一番成長するのは、興味を持って研修に参加したものが講師となることで人に伝達することの難しさを知ることとなるし、研修においても真剣に学ばなければならないという意識を持つことができる。学んできたものは、全て社内

の掲示板に掲載している。

- 研修の方法について、最近では、講義形式よりも体験型のものが好評になってきていて、参加者の方がロールプレイや疑似体験する研修をしている。もし裁判所の方が研修する場合には、福祉関係の方や臨床心理士の方たちに講師に来ていただき、実際の現場ではどうなのかということを経験するような形で研修をした方が、自分の身に付き、いざという時にはその体験が思い出される。

障害者の方の相談や対応という点、自分の日頃の感覚とは違う配慮や様々なことが必要になるため、対応される方の心理的な負担もあると思われる。対応者の負担をどのように軽くしていくかということもフォローするという必要も生じてくるのではないかと。

- 裁判所において、今、一番難しいと考えているのは、発達障害の方の対応である。窓口対応も訴訟の対応も難しいと思っているところである。身体障害者の方が当事者や傍聴人である場合の対応に関しては、杖を使うというようにその方の障害に適した対応が考えられるが、発達障害や精神障害の方に対する対応がとても難しいというのが裁判所の実情である。皆さんの職場ではいかがか。検察庁では、知的障害の方を採用されるとのことであるが、これからその取組について検討されていくということか。

- そのとおりである。

● 裁判所における対応事例をいくつか紹介させていただいた。その中にはストレッチャーのまま傍聴席に案内し、傍聴した事例もあった。発達障害に限らず、様々な対応を訴訟指揮の中で配慮しており、その現状を紹介する。

○ 私が体験した聴覚障害者の方に対する配慮の事例を二例紹介させていただく。

まず一例目は、裁判員裁判の選任手続きに聴覚障害の方が参加されることが事前質問票で判明した。お手紙を差し上げて、どういうことを一番必要とするのかを聞いてみたところ、後天的に聴覚を喪失した方だったので漢字は読めるということであった。そこで要約筆記をお願いすることとした。要約筆記は、ゆっくり言ってくれないと5割くらいの情報量しか伝えられず、ゆっくり話す必要があった。漢字が読めるとのことであったので手続を全て文書化して、要約筆記の方に指で示していただくというふうに手続を進めた。

もう一つの事例も、被告人が聴覚障害者だった事例である。この方も後天的な聴覚障害の方であり、漢字の読み書きができるため、手続を文書化してなぞっていくという方法をとった。被告人質問について、質問事項は全部文字にして紙に書き、回答は、その場で筆記をしていただき大型モニターに映し、どんな回答か分かるような工夫をした。質問なので突発的な質問もあり、その場合には書記官を証言台の横に配置しておいてパソコンで打たせパソコンの画面を示して、その回答は要約筆記してもらおうという方法をとった。

2例とも文字が読める方だったが、もし先天的な聴覚障害の方だった場合にどうするかということも乗り越えないといけないハードルである。そういう中で情報量や、どれくらいの人数が必要か、もっとゆっくりすべきということが知識として自分のものになったと感じている。

- 裁判体においても、様々な工夫をしながら裁判を進めているが、個々の対応は、それぞれ違うため事前にどのような準備をしておけばよいのかといった情報を収集しておくことがとても大切である。

また、裁判所では、困ったときは問い合わせをしてくださいという窓口を作り対応している。

皆さまの所属する企業や団体での情報発信の方法や裁判所の情報発信に対する意見をいただきたい。

- 元々、裁判所は一般市民にとって敷居が高いところであると感じる。裁判所が障害者等への配慮を行っていることをパンフレットやホームページでも気付けるように発信してもいいのではないか。また、視覚障害者対応はどこまでできているのか。障害者配慮のサポートについての情報発信の方法については、テレビ等の媒体で情報を発信するのがいいが、予算が無いため困難であろう。
- 御指摘のような、点字のパンフレットは御用意できていないが、例えば、裁判員裁判の通知の際には、点字での御案内ができる機器もある。行政機関

には「読み上げ機」というものを準備されていて、それをお借りいただければ裁判所から送った文書の内容が音声で聞き取れるというものを、裁判員裁判の文書の中に同封している。

- 全盲の方の本人訴訟の事件では、両者とも点字の準備書面を提出されたとのことである。
- 裁判所が実施する研修については、研修の実施方法や取り組みについて様々な御意見をいただいた。今後の研修に活かしていきたい。